

第3回国立市介護保険運営協議会

平成30年8月3日（金）

【林会長】

こんばんは。それでは、定刻となりましたので、第3回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

会議次第に沿って進めてまいります。まず、1は議事録の承認についてですが、何かお気づきの点はございましたでしょうか。

事務局、お願いします。

【事務局】

事務局から文字の変換ミスがございましたので、訂正を1カ所お願いいたします。6ページの22行目、ちょうど真ん中ぐらいの段落で「これについては」と始まる、3行目の終わりのところなんですけれども、「意思決定」というのが正しいんですが、「医師蹴って」になってしまっておりますので、そこを意思決定支援ガイドラインの「意思決定」に修正をお願いいたします。

【林会長】

今、指摘があった点以外に何かお気づきの点はございましたでしょうか。山路委員。

【山路委員】

細かいところで申しわけないんですけど、11ページの私の文章のほうで、上から3段落目の「なぜかという」との前に、「なかなかそれにかかってこれないんです」となっているんですが、「なかなかそれに乗ってこれないんです」と、乗っかってこれないということを言いたかったので、「かかってこれない」というのは間違いなので、「乗ってこれないんです」と直してください。それが1点です。

それから、その後の2行目のところで、「なぜかという」と同じところで、「お金をもらうボランティアのような形はやりたくないというか、そこら辺はうまく言い難いところがあって」というのは、うまくではなくて、いわく言い難いということを慣用語で使いますので、「うまく」ではなく「いわく言い難い」に直していただければと思います。その2点です。

【林会長】

ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、今、3カ所になると思うんですが、修正ということで承認してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【林会長】

では、そのようにさせていただきます。

会議次第の2は、ひらや照らすの運営状況についてです。介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業として、平成29年7月から活動を開始しました、ひらや照らすの活動状況について、大井さんよりご報告をいただきます。それでは、大井さん、こちらのほうに。

【大井】

ひらやの里の代表の大井です。今日は暑い中、こういう機会をいただき御礼を申し上げます。座らせていただいてやります。

お手元の資料に基づいて、簡単にしたいと思います。前段の部分は、今、林先生がお

話ししたとおりなので、我々はこういう仕様に基づいてやってきたということで、確認で触れました。

我々が応募したときから、現在も続いておりますけれども、ひらや照らすの目指すところとして、1つは、誰もが一緒に楽しくくつろげるすてきな居場所とすると。2番目は、自分のうちのように過ごせる雰囲気皆さんと一緒につくり上げたいと。それから、3番目は高齢者だけではなくて、幼児から多世代の人の交流ができるようにすると、それがひいては高齢者に対するお互いのインパクトで、いい影響ができるだろうと、これを目指して活動をしてきました。

次に、運営の概要ですけれども、細かい数字は別にして、7月22日に永見市長においでいただいて、開所以来、約9カ月、途中から休日は休むようにしましたけれども、トータル104日で、利用者はほんとうに多様に、障害者の方、車椅子の方、難病の方、あるいは、付き添いで会話そのものも非常に困難な人、そういう対応を含めながら、いろいろな人と接触させてもらいました。

利用者総数は大ざっぱに言って、1日平均で23人、スタッフもいますので、一般の人は15、16名です。その中にスタッフも入ってます。

これは3月31日までですけれども、『絆だより』でも触れています。『絆だより』は1年間の数字で書いていますけど、おおよそ23人ということは、ほぼ変わりはなく、順調にっています。これを1人増やすというのは大変な数字なんですけど、いろいろなイベント等をしたり、あるいはロコミということで、定着しつつあると。

あと、スタッフは開所のときには22名だったんですけれども、3月末時点で35名、今の時点でいうと42名、あと希望者も何人かいて、数字だけは1年で倍になりました。

収支決算、予算としては、運営費と光熱費とで57万円いただきましたけれども、そのうちの運営費は赤出ししましたけれども、その分は、これの活動母体のひらやの里が補填し、それから、光熱費に関しては、当初の見込みよりは減っているの、かなりメンバーの中でも一生懸命省エネとか細かい工夫はしました。それ以上に、こんな数字かと思えます。あと、人件費はゼロ円。しかし、運営に係る費用というのは大変なものなので、計算しにくいですよ。『絆だより』にも書いてありますけれども、スタッフが延べ人数は997名、大ざっぱに言うと2,000hを1,000円でやれば、ざっと今、換算して200万ですか。これはボランティアの1つの活動かなと思っています。

それから、イベント関係に関しても、何もしないでふらっと来られるのが理想なんですけれども、我々の中ではお話をする場、居場所となる場、いろいろなことで少しずつ工夫を加えて、イベントを用意してにぎやかにやっています。基本的に共通する内容というのは、そこに来て、話のきっかけをつくると。きっかけをつくる対象というのは、乳幼児のお母さんであったり、難病を抱える家族の方であったり、あるいは、認知症を支える家族であったり、多様な目的に応じてやっております。

それから、利用者の声、資料1に一部書いておりますけれども、落ちついた雰囲気がすばらしいということで、また来たいという声が多く寄せられております。我々スタッフの努力もあると思うんですけれども、当初の目的は達しつつあるのではないかと考えております。

最後に、何といたっても事故がなかったということです。廊下というか、ぬれ縁があるわけですけれども、ここで滑って転ぶということがありました。また、幼児でちょっと目をそらしたすきに角にぶつけそうになったとか、そういう意味で、非常にスタッフとしても気が置けない時間を過ごすことは間違いないことです。でも、幸いなかったです。利用者の方が、何かあったときということで、今年度は災害保険に入りました。

次のページは運営日数と利用者数がこのように推移しているということで、今日ここでは分析することが目的じゃないので、こういう数値を見ながら、イベントとかどういうサービスをするかということを考えながらやっております。1、2月のところで幼児が増えているんですけども、これは、子ども食堂である、「神の家」が改装でできなかった時、ここを使ったということで幼児が増えました。しかし、今現在は、「わらべうた」というのが3月ぐらいから始まって、10家族ぐらい、親子で入ってきて、非常に盛況に行っております。乳幼児と高齢者の組み合わせを今後やりたいとは思っているんですけども、いずれいい機会があるんじゃないかと思っています。

それから、課題事項としては、我々の問題ではあるんですけども、四十数名のいろいろな人の経験、違いがある、あるいは、ほとんど毎日会うわけじゃないので、その間どういうふうにコミュニケーションをとりながらやっていくかということ、これは工夫をしながらやっています。逆に言えば、その中で、仲間自身が、我々の居場所となっているという感じであります。我々が楽しくできなかったら、見える方が楽しくできないという気持ちでやっております。事務というのは非常に大変なので、それなりにいろいろ工夫しているんですけども、これは今後の継続課題です。

それから、もう1点は、潜在的利用者、独居者という人たちをどうここに導き出すか、見えるようにするかということが、まだいま一つなんですけれども、いろいろなイベントとか何かで、口コミとか仲間を増やしながらやっています。何人か固定的に、ひらやが目指した、孤独の人の居場所になったという人がいらっやっています。そういう方がリピーター的にできるように、サポートできるようなことをしたいと。例えば、桜の木の細工を大塩先生がやっていて、まだまだあるはずなので、そういうところを発掘したいと思っております。

あと、開催日数、これは当初から言われたんですけど、後ろのほうに当番表のシフト表を一部つけていますけど、最後の10日ぐらいやっても、いろいろな都合でなかなか合いにくい。いろいろな手段をつかって、3日が今のところ精いっぱいという感じです。あとは近隣の協力、住民の主体です。これは継続的にやってきて、隣の矢澤さんという自治会長さんがいらっやるんですけども、庭のところをやってくれということで、先日も話をして、やったので、少しずつ進めていきたいと思っています。

最後に、試行的な作業であるわけで、こういうことに参加できたということに感謝しています。先ほど触れたように、すばらしいスタッフと一緒にあって、よい場所として過ごしております。楽しんでる。いろいろなほかのところを調べてみても、これだけの類似例は今のところ僕は見つかっていないと思っています。例えば、武蔵野はすごいなど、我々と予算規模が全然違うので、これは我々は今、現時点でトップランナーだと思っています。それを何としても守って、やれるところまでやりたいと。

あと、市内の大勢の40人、いろいろなところの団体が活動してきているんです。結果としては、それまでの長い時間というのはあるわけで、一朝一夕にできたのではなくて、簡単には追従できないんじゃないかと思っています。

もう一つ、意欲を向上するには、お金もありますけれども、モチベーションの維持が大事なので、関係者の方が視察したり、評価したり、口コミしてくれたり、精神的なインセンティブはものすごく、これなしにしたら、我々の存在価値がないというか、続けることができないので、ぜひ1人でも多くの人たちに見てもらいたい。ひらやの里にいらっやった方は手を挙げていただけますか。ありがとうございます。

あとは、もう一つは、運営を大勢の人がやっております。運営の経験がこれから出る場所とか、地域ケア計画が出ておりますけれども、そういうところに生かしてほしいと

切に思います。今、我々の中に入っている何人かはそういうところを目指している人もおりますので、ぜひ経験といいますか、失敗もたくさんあります。しかし、ノウハウも得ました。ぜひ生かしてもらいたい。

あと、地元の理解は不可欠である。これは我々が幾らやったって、地域の皆さんの意識がしっかりと、浸透というのは簡単じゃないんですけども、これなしにはまとめる人……、当然いろいろと苦労はありますが、苦勞のしがいというんですか、それは当人たちがやることをシステムの横展開と両立していけるので、ぜひとも一緒になってやっていきたいし、切り口というものを一緒に相談してやっていきたいと思っております。

以上、2分オーバーしましたけど。

【林会長】

ありがとうございました。

この1年間の活動に感謝いたします。それから、本日の報告もありがとうございました。スタッフの数が増えてきているということを知って、とても心強く思っています。ただ、同時に、いろいろな課題とか問題点もあるということをご指摘されましたので、若干ここで委員からの質問等を受けていただければと思います。

それでは、今の報告を生かして、質問、あるいはご意見がありましたら、お願いします。田村委員。

【田村委員】

田村です。本日はどうもありがとうございました。ほんとうに試行錯誤しながら、皆さんと一緒にやってこられたと思うんですけども、ここまでやってくるのは大変だったと思いますけれども、確かにこれから支援を含めて、行政も含めて、みんなで応援していかなくちゃいけないんですけども、具体的に、ここに挙がっている以外に、例えば、行政にはこんな応援をしてもらいたいとか、市民だったらしょっちゅう利用してほしいというようなこともあると思うんですけども、その辺のところをひらやの里として、どんなふうにこれから……。

【大井】

行政……、耳が悪くて聞き取れない。

【田村委員】

ごめんなさい、聞こえる？

【大井】

いや、意味が理解できなかった。

【田村委員】

最後にというところで、行政とか市民に、もうちょっと具体的な、私たちが何をしたらいいのかというところを、具体的にもしあるならばお話ししていただけるとありがたいです。

【大井】

これに関して、具体的な提案は、自治会の組織、それから、民生委員の組織、それから老人会、あと、その他、我々と同じような気持ちを持っている団体はたくさんあります。そういうところの人たちと横連携をしながら、情報交換をとりながら、いかにして一般市民の人たちのところまで届けるか、酌み取るか、そういうことが必要だと思っております。そういう活動です。だから、その切り口を……。

【田村委員】

今まで潜在化していたものを顕在化していくというような意味合いですよね。

【大井】

そうです。

【田村委員】

私はそれはすごく一番大事なことなんだけれども、市民の力だけではどうしてもできない。行政の支援……、支援なんて言わないです。行政と一緒にやってくれないと、私たちがこういう人にも来てもらいたいと思うような部分はなかなか実現できないんじゃないかと思うんです。

【大井】

そのとおりに思います。例えば、我々は『絆だより』で、国立市内のいろいろな活動を紹介しています。たまたま松本市の例で、松本では市を挙げていろいろな情報を出していて、そういうレベルの資料を見たので、これは本当に行政の方と一緒にやってやるべき仕事じゃないかと思いました。松本市そのものは、公民館とかいろいろな下の盛り上がりと上とがマッチングして。1つの例として挙げているので、これはほんとうに一体になってやらなきゃいけないことだろうと思っているし、例えば田村さんと一緒になって、我々が活動の原点であった居場所ガイドブック、あれはまだ不十分です。その見直しというのもしたいんですけれども、それもあるだけ社協とか包括のほうへ投げかけています。はっきり言って、我々がやるレベルじゃないと思っています。協力はします。事務はやる。そういうところが切り口の1つですね。

【田村委員】

どンドン行政とか市民を通じて、情報を流してください。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。小出委員。

【小出委員】

大井さん、どうもご説明ありがとうございました。素晴らしい内容だったと思います。いろいろご苦労もありながら、去年の7月から1年かけてやってこられて、非常に意味のある活動だと思いますし、いろいろなご経験からノウハウといったものを蓄積されてきたんだと思います。

前回の運営協議会で通所型のお話、B型を拡充するというので、38カ所、今後展開していくというお話がありました。今、ひらやの里の発表があったわけなんですけれども、これをどういうふうに評価して、今後、38カ所に広げていくときに、どのように経験を生かしていくかということについて、事務局はどういうふうこれを評価されるかということをお伺いしたいと思います。

【事務局】

今、1本マイクが不調なので、会長のマイクを使わせていただきます。

ひらやの里さんから、こういった活動の内容の報告はいただいております、今現在、内容自体の評価といいますか、いい悪いをつけるというよりも、今後、これを展開していくにはどうしたらいいかということでは、今、事務局がほんとうに事務的に考えるのであると、補助のあり方であるとか、あるいは、運営の困難性、今回、出していただいた資料の中で、ひらやの里さんは細やかにローテーションを組んでスタッフの方が入っておられて、1日を3つに分けて入っておられて、そのためのスタッフの数を確保するのが非常に大変だというお話を伺って、ただ丸一日を提供できる人というのは少ないんだろうということもわかりました。逆に、短い時間だったら協力できるという方がいらっしゃるとしても、相当人数がいないと、今現在、週3日でも、これを月に直すと72名の方が延べ人数で必要になってくるといったような、やってみてわかる苦労というのが見えてきていますので、実際にB型の通所をやっていくときには、それを運営し

て、支えていけるだけの人の力をどう出すのかというところが難しいんだろうなといった課題が見えてきております。そういったことを解決するにはどうしたらいいかということも議論していかなきゃいけないんだろうと今現在、考えております。

ただ、もう一つ、今回、ひらや照らすについては、建物と土地の所有者は国立市ということで無償で貸し付けを行って、事業を実現しているわけですがけれども、実際にこれをほかの形態、例えば、物件を借りてやるのか、あるいは、自宅を開放してやるのかによって、随分やり方、あるいはやりようが変わってくるかと考えていますので、同じやり方を全く同じように数を増やせるかどうかということも含めて課題になってくるだろうと感じております。

現状のところの把握では、そういった状況でございます。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。山路委員。

【山路委員】

今の話に関連して、2点申し上げたいと思うんですが、1つは、大井さんのところもほんとうによくやっておられると、改めて敬意を表したいと思います。それで、ただ、問題は市民のいろいろな方が、さまざまにかかわってこないと、なかなか特定の人にし寄せがいたりという問題が絶えずつきまといますよね。そうならないためにどうしたらいいかというのは、これは自助努力ということもさることながら、行政なり、それから、お隣にある福祉会館に入っている社協なりがもうちょっとバックアップする体制がとれないかと思うんですが、1つ参考にしていただきたいのが、私もかかわっていません小平に、ケアタウン小平クリニックという、もともと山崎章郎先生というがんの在宅ターミナルをやっておられるところに、デイサービスと高齢者住宅がある、非常に大きなスペースがあるんです。それで、デイサービスは幅広く、利用者も多いものですから、それを支えるさまざまなメニューを用意して、デイサービスの介護報酬に基づく定員だけでは賄い切れないものだから、ボランティアの人たちが100人かかっているんです。100人かかっているボランティアの人たちをどう活用しているかということ、基本的には土日以外の平日はフルに活動しているわけですから、そこにかかわる人たちはローテーションをつくって、駒のように、パズルのように当てはめていくんです。ボランティアの人たちの1つの特徴は、自分たちの生活リズムに合わせないとなかなかかかわれない。つまりあまり当てにできないんですけども、ボランティアをする人の都合と、それから、ほんとうにケアタウン小平が必要とするニーズとマッチングさせて、それで当てはめていくという無償ボランティアの活用です。かねがね、私は社協にネットワークが持っている無償ボランティアの人たちをもう少し地域の居場所づくりにかかわれるような仕組みづくりができないかと思っていまして、せっかく社協も無償ボランティアの人たちを募っているわけですから、そういう方々にも参画してもらうためにも、ひらや照らすのニーズとマッチングさせるような作業をやってみてはどうかと思っております。それが1つです。

それから、もう一つ、最初のとくに思ったのは、こういう形の居場所づくりがどんどん広がっていくためにはどうすればいいのかというのは、これはもちろんひらや照らすの努力だけではなくて、行政なり地域の住民の人たちがいろいろな形で協力し合って、居場所提供も含めてやっていかなくちゃいけないと思うんですが、今よく言われているのは空き家の活用です。これはひらや照らすだけの問題ではなくて、これからの居場所づくりの課題として、もう少し行政が空き家の情報をキャッチして、それを居場所に活用できないかどうかと、これは事務的に相当大変な作業になると思うんですが、そうい

う居場所づくりを積極的に開拓していくような、空き家の活用みたいなものを考えていく必要があるんじゃないかと。

できれば、第2、第3のひらや照らすのようなことを、ここのケースのように寄附するということは、日本のように寄附の文化が希薄なところはあまりこれから期待はできないので、空き家の活用をぜひやっていただきたいというのを、ひらや照らすの大井さんのところじゃなくて、行政のほうに改めてお願いしておきたいと思います。

以上、2点です。

【林会長】

どうぞ、大井さん。

【大井】

まず、社協の方に関しては、いろいろな情報を取りながら、協働して、我々の企画の中に入れてもらっております。ただ、それがローテーションとか、100人がどうのこうのという話ではない。だから、それは山路さんのおっしゃるとおり、別のところがない限りはできない話なので、いい関係で私はやっていると思っています。

あるいは、決して包括さんだけではなくて、学習支援の子供さんや、いろいろな窓口を、これは我々の四十何人のいろいろなキャリアがいるので、そういう機会があったら。我々の中ではローテーションをやっているわけで、もし小平市さんがやっているなら参考にしますけれども、それははっきり言って組織等の違いがあるので、逆に我々の特徴というのは、地域というか、仲間からつくり上げてきたものなので、おそらく小平と比較して提言しますけれども、僕は全く違うと思っています。

じゃ、ひらや照らすをほかのことにどれだけ展開できるかというのは、はっきり言って無理、無理と言うとオーバーですけれども、そういう目的というか、限定されたところとか、もう少し絞らないといけないんじゃないかなと思います。あるいは、僕はトップとしてやろうと思っています。これは相当数ある時間を超えたので、相当数、手を広げました。ボランティアであるからこそ、めちゃくちゃ広げているわけです。そうじゃない、仕様の範囲でやったら、1日1つでやったら、これで終わりか、済みますかと。済ませることはできますよ。毎回毎回、15、イベントを持ってきました。そのイベントの中身も、もう少し力を入れれば、呼べるだろうなというのがある。しかし、それは限られた時間だからやっていない。それは例えば私自身個人がもっとやる。例えば、介護単価とか、そういう目でやってやれば必ず呼べるんです。じゃ、どこまで投入するのかというのは、ボランティアで無償の時間の範囲、ひらやの里でやっているメンバーは、一般のボランティアとして自分たちの目指すものをそれなりに持ってやっているんだよね。その辺が今回の仕様に絡みますけれども、だからあえて、トップに仕様を書いて、我々が目指すのはこうである、じゃ、それはどこまで行けるんだというのは潜在的にやりたい。今のままだとちょっと限界だろうなと。だからこそ行政と一緒にお願いをやらなきゃいけないと、最後に提言をやっているわけで、この辺は山路さんのおっしゃるとおりなので、ぜひ知恵を出してというか、あるいは、どこかそういうのに入ってやりたいなと思います。

あと時間を超えちゃいましたが、1つ。この『絆だより』に書きましたけれども、僕は1年たって、佐藤前市長と、それから吉川照子さんにぜひ見てもらいたかった。それは1年たって、整理してみてつくづく思いました。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これでひらや照らすの運営状況報告について終わりたいと思います。どう

も大井さんありがとうございました。

【大井】

ありがとうございました。

【林会長】

次に、平成29年度介護保険運営状況報告です。私たち介護保険運営協議会は、介護保険事業計画の策定と同時に、その評価も職務としてあります。事業計画に沿った事業の運営が行われているか、その運営状況について評価するということでもあります。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料No.6と7、2つ続けてご説明させていただきますが、まず初めに、資料No.6、国立市介護保険事業の運営状況について（平成29年度決算概要等）という、横長のホチキスどめをしてある資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず表紙をめくっていただいて、1ページ目、第1号被保険者数の推移です。こちら、平成29年度の推計は1万6,832名だったんですけども、3月末の被保険者実績としましては1万7,374人でした。推計よりも実績のほうの方が542名ほど増えております。実績の65歳から74歳までの実績と、75歳以上の方の割合なんですけど、28年度までは75歳未満の方のほうの方が割合は多かったんですけども、29年度、半数を超えまして、75歳以上の方が50.5%となっております。平成30年度、一応参考資料として、今、最新の数字も一番右側のほうに出させていただきますが、6月末現在で50.7%と、さらに75歳以上の方の割合が増えております。

めくっていただきまして、2番目、要介護認定者の推移でございます。上の表が推計値、下が実績値になっておりまして、推計値につきましては、29年度3,228人だったんですけども、実績としましては3,437名、計画よりも200名ほど多くなっております。75歳以上の要介護認定者について、実績値のほう、一番下に入れさせていただいておりますが、そちらの人数については、割格的には85%、前年度と同様になっております。30年の6月の認定者の実績値、参考でさせていただきますが、75歳以上の要介護認定者が3,000人を超えております。

めくっていただきまして、3ページは、2ページの表をグラフにあらわしたものでございます。

また、めくっていただきまして4ページ、要介護申請・認定の状況でございます。こちら、まず(1)のほうが申請件数です。昨年度と比較しまして、600件程度増えております。理由としましては、要介護更新者の認定期間が平成27年から最大24カ月となったために、27年度の次、更新が29年度となる方が増えているため、28年度より増えております。実際に600名ほど増えているうちの500件ほどは更新の人数であり、あと、100件近くが新規の方の増加となっております。

(2)の認定状況のほうです。こちらは合計で年間3,082件ということで、昨年度より440件ほど増えております。実際、審査回数も28年度は90回だったんですけども、審査回数自体も94回ということで、人数が多いというのは、そのあたりも理由となっております。申請件数と認定件数について、多少のずれがございますのは、申請後、認定されるまでに時間が多少ありますので、人数にずれが生じております。

めくっていただきまして5ページ、4、介護給付費の推移でございます。29年度の介護給付費は47億2472万3000円、計画額が49億5688万9000円ということで、計画額のほうが決算額よりも2億ほど上回る結果となりました。

めくっていただきまして6ページです。47億の内訳なんですけど、表の左側の歳出の

部分につきましては、施設を利用した場合の給付費とその他の分ということで、内訳を出させていただいております。前年比、どちらも28年度よりも増えておりますが、割合としては、昨年度とそんなに変わりはありません。歳入の部分については、給付費に対して、財源率に応じた歳入として負担する額、国の負担額、都の負担額、市の負担額等を入れてあります。右側の円グラフについては、左側の表をグラフにあらわしたもので、内側に歳出の内訳、外側に歳入の内訳で円グラフにしております。

めくっていただきまして7ページです。6番目、給付費の状況です。先ほどの47億の給付費をサービス種類ごとに細かく内訳を出して表にしたもので、介護給付費、要介護1以上の方の部分と要支援1、2の予防給付の部分で分けて計画額と執行済額を出したものでございます。

参考に1年前の執行済額も右側のほうにそれぞれ出させていただいております。29年度は、計画に対する執行率として大きかったものとしては、まず居宅サービスの関係では、訪問サービスの訪問入浴介護と訪問看護、こちらは重度の方の利用が、28年度、昨年度も申し上げたんですが、計画よりも引き続き増えているという結果でございます。

また、通所介護につきましては、平成28年度から定員19人未満のデイサービスにつきましては、地域密着型通所介護に移行した部分もございまして、計画と執行済み額に多少ずれがありますが、それは移行の理由となっております。

施設サービスについては、どちらも昨年度と比較しまして給付費は増加ということになっております。

また、下のほうに行きまして、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、こちらは1カ月当たりの自己負担の上限額を超えた部分について返ってくるサービス費なんですが、こちらは2割負担の方の影響もございまして、執行率としては高くなっております。

めくっていただきまして8ページは、7ページの表をグラフにあらわしたものでございます。通所介護につきましては、居宅サービスの通所介護、あと、地域密着型の通所介護、認知症対応型通所介護を合算した形でグラフを出させていただいております。

めくっていただきまして9ページ、8、保険料賦課の状況でございます。(1)のほうは、所得段階別の賦課人数、(2)のほうは所得段階別の賦課額となっております。まず、人数は300人ほど昨年度より増えておりまして、賦課額も約1,900万、昨年度と比較して人数が増えておりますので、その分増加しております。割合的には所得段階別の構成比については昨年度とそんなに違いはございませんでした。

めくっていただきまして9番、保険料収納状況でございます。全体の収納率としましては、98.36%です。28年度から滞納分が収納課に移管されまして、収納課のほうで、その先の手続をやっていただけるようになりましたので、繰越分の総収納額は、29年度につきましても1,000万を超えております。

10番目としまして、保険料減免状況としましては、29年度は20件申請がございまして、全部認定されておまして、減免額は31万8,500円、全部低所得者の方、所得段階が第1から第3段階までの方の減免でございました。

No.6についての報告は以上となります。

【事務局】

続きまして、資料No.7番をごらんください。資料No.7番、こちらは国立市民のみがご利用いただける地域密着型サービスの事業者の指定状況についての報告となります。

まず、一番上の段、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、事業者の数、

2事業所で変更はございませんでした。ただ、資料としましては、平成29年度の内容を基本的にはご報告させていただきますが、この7月にジャパンケア国立さんがグループ法人の統廃合によりまして、SOMPOケア国立と名称を変えておりますので、現状ではSOMPOケア国立と、もう一事業所、コスモス国立の2事業所となっております。

続きまして、2段目、地域密着型通所介護ですが、こちらは平成29年度の最初の段階では10事業所ございましたが、年度末におきましては、8事業所となりました。廃止となった事業所が網かけをかけている部分となりますが、まず1つ目、件数で言えば3番目と4番目の間のデイサービスラクシスにつきましては、今年の1月31日に廃止となっております。こちらの事業所をご利用になっていた方々につきましては、全てほかの事業所のほうで受け入れをさせていただいたという報告をいただいております。

そして、もう一つ、5番目と6番目の間のかいご24国立の事業所も同じく1月31日付で廃止となっております。内情としましては、国分寺市のほうに移転を行っておりまして、そちらで定員の数を19名以上、定員が19名以上になりますと、広域型サービスの東京都指定の事業所となりますので、2月1日付で東京都の指定を受けて、国分寺市に移転して現在も事業を続けております。利用者の方々も、利用継続をご希望になった方は、全てこちらに移ったという報告を受けておりますので、国立市内の事業所としては廃止でございますが、実態としては継続されているものとなっております。

3段目の認知症対応型通所介護、そして4段目の小規模多機能型居宅介護、5段目の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、これらにつきましては、29年度中の事業所指定の変更はございませんでした。

1つ忘れておりました、申しわけありません。地域密着型通所介護の3番目のグリーングラス国立につきましては、こちらも参考ではございますが、今年の4月1日付で、グループ内の法人の統廃合がございましたので、運営法人の異動がございました。参考までにご報告させていただきます。

さらに参考となりまして恐縮ですが、一番最後の段をごらんください。複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）につきましては、29年度中に建物の建設、さらに事業所の準備が進みまして、この4月1日に看護小規模多機能オリーブという名前で開所となっておりますので、報告させていただきます。

以上をもちまして、介護保険事業の運営状況についての報告とさせていただきます。

【林会長】

ありがとうございます。それでは、今の報告について、何か質問がありましたらお願いします。

小出委員。

【小出委員】

すいません、直接的な質問ではないんですけども、よろしいでしょうか。資料6の9ページに、所得段階別の表が載っているんですけども、こちらの「絆だより」の1ページ目を見たところ、2つ目の介護保険納入通知書を見てという記事がありますけれども、4行目、先日、保険料改定のお知らせが届いたんですか。そこに介護保険料段階表が封入されていて、それに対する市民の方のご意見だと思うんですけども、介護保険料の、今回増額になりましたけれども、それに対する全体の収支がどのようになっている、なぜ保険料を増額したのかといったことが示されず、保険料が決められたから納めてほしいというような表現で書かれていますけれども、要は、おそらく段階表が送られて、それでなぜ保険料が増額されたということが、全体の収支からの観点から説

明がなされていないということに対するご意見だと思いますけれども、こういった、今回保険料がなぜ増額となったのかといったことですか、あるいは、今回説明いただいたような収支の内容を実際市民の方に説明するといった機会がないというようなご意見だと思いますけれども、こういった機会を設けたりするということはお考えになったりしていますでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

介護保険の決算状況につきましては、毎年市報への掲載と、それから議会への報告を行っておりますので、改めて市民向けに説明会を開くという予定は現在のところございません。そして、保険料の増額につきましては、介護保険事業計画である地域包括ケア計画策定の中で、市民向けのパブリックコメントも行いましたし、市民向け説明会も複数回行っております。そういったこともございますので、現状のところ、これ以上回数を増やすかというのは、今のところは未定というところでございます。

以上でございます。

【林会長】

介護保険料の改定については、説明会ですね、市報にも当然載せていますよね。

【事務局】

説明会を行うということはたしか載せております。

【小出委員】

今、林会長からありましたけれども、パブリックコメントがという意味ですよ。じゃなくて？

【林会長】

パブリックコメントを行い、そして、説明会も行い、それプラス市報にこのように改定されましたというのは……。

【事務局】

改定されましたも載せておりますし、毎年の決算状況も載せております。この円グラフ、こちらは、通常市報の決算報告のページに使うためにつくっている資料になります。資料No.6の6ページ目でございます。

【林会長】

決算報告というよりか、どうしてこういう……。

【小出委員】

この部分を読むと、全体の状況と、それから、なぜ増額になったかという理由が知りたいということだと思うんですけども。

【林会長】

なぜ増額というのは……。

【山路委員】

それは今までの運協の中で出てきたんじゃない？ 小出さん、わかってるはずじゃない？

【小出委員】

私はわかっているんですが。

【山路委員】

それは、いろいろ言う人はいるけれども、国立市が特別何かこういう行事があるから、こういう意見がたくさん出ているとか、そういう話じゃないわけでしょう。

【小出委員】

今、山路さんがおっしゃったのは、こういう意見があっても、それがきちんと広報しているの、それをちゃんとやりなさいと。

【山路委員】

いや、瑕疵があれば、それはいいんだけど。

【小出委員】

瑕疵と言ってるわけではないんですけれども、市民の中にはなかなか、広報を見ても難しくてわからなかったりだとか、保険料改定のお知らせをもらっても、それだけではちょっと理解できないという方も中にはいらっしゃるの、そういう方に対して、なぜ増額になったのか、あるいは全体の収支はこうだということをわかりやすく説明する機会があってもいいのかなと。

【新田委員】

林先生が言ったのは、おそらく改定する前に、市民公開何とかというのを開いているわけですね。それを皆さんに周知するために開いて、その結果、意見を、それがどのような人数であろうが、やることをやった上で、この委員会で最終決定をしてと、それにあなたも加わっていると。

【小出委員】

私ももちろん加わっています。

【新田委員】

ですね。それで、その結果、その広報というのは全て広報されていますから、それでさらに、今の、もう一つ意見をもし言うとしたら、広報の仕方が足りないのではないかという意見ならわかりますよ。

【小出委員】

広報は十分されていると思うし、しかし、そうは言っても、わからない人もいると思うので、そういった人に対してわかりやすく説明する機会を……。

【新田委員】

ごめんなさい。わからない人という市民全員を対象として、公開のものをやっているわけですね。さらにどのような人たちに向けてどのようにすればいいかという提案をしてほしいんですね、もし言うのであれば。

【小出委員】

例えば、これを書いてきた方のように、わからない人も中にはいらっしゃると思うので、そういった人たちがわかりやすいように何らかの説明をする機会が……。

【山路委員】

だからどうすればいいわけ？ あなた自身はどうすればいいのか。言わないと意味ないじゃない。

【小出委員】

ですから、そういう説明の機会がもしあれば、この方の疑問も解消できるのかなと。

【林会長】

おそらく窓口で尋ねられたら、ふくふく窓口でいいですよ。

【事務局】

介護保険系の窓口で保険料の納入通知書を受け取った方からの問い合わせには答えております。

【小出委員】

だから、例えば、この方の疑問に対する回答としては、窓口に来てお尋ねくださいと

いうことでよろしいですか。

【事務局】

それ以外は現状考えられません。

【小出委員】

わかりました。はい。

【林会長】

ほかにございますか。北野委員。

【北野委員】

資料6の2ページです。要介護認定者の推移なんですけれども、要支援1も2も、6月の時点では、既に去年の数を超えています。これはいいことだと思います。予防給付の段階で何か手を打って、サービスを使って介護給付にならないようにするという点では、ここら辺が増えてくれていいのかなと思います。

僕、新田先生のもとで介護審査会をさせていただいていますが、これとは直接関係ない話かと思うんですけれども、せっかくこちらが支援1、2を出してもサービスを使っていないケースがあって、それが延々と更新申請をしてくる。どうして使ってくれないんだろうと。こっちはこの時点で、あなた、困ってるんだから、サービスを使って少しでも介護のほうにいかないようにしてほしいのに使わない、それも更新申請をしてくる。それでもサービスを使っていないというケースが何遍か見受けられます。ほんとうに、ここがちょっとポイントなのかなと。何か困っていることがあって、ここで使ってほしいのに、お風呂に入るのが大変だから手伝ってほしいとか、買い物手伝ってほしいとか、いろいろあると思うんですけれども、地域の支援のほうにも、事業のほうにも関係してくるかと思うんですけれども、このサービスを使っていない人をピックアップしていくと、何か地域でしていく事業のほうに向けていったりすることができるのかなと、この部分がちょっとポイントがあるのか、ここに注目して、これからアクションしてもいいのかなと思いました。意見です。

以上です。

【新田委員】

今、北野委員が言われたこと、とても貴重な意見だと思っております。それで、具体的な話ですと、元気アップ会議という会議が現在開かれていまして、要支援1、2のほぼ全員に近い人たちがどのようなサービスを使い、何をしなければいけないのかということ毎月行っています。そこで、例えば要支援1、2の方たちが一番使われるのは、掃除等が多いんですが、掃除を入れている方が、現実には都内まで歩けるといってもいいまして、何がほんとにこの人にとって必要なサービスなんだろう、でも、掃除を頼むということは、いわゆる中腰の姿勢が辛いからですね。じゃ、中腰に耐えられるような元気にする方法というのは何なんだろうなど。

今日ひらや照らすの話もありましたが、地域でそういったところに行くということも、それは体力のアップになるだろうと。例えば農地であれば、農地へ行っているんなものをつくる、そのこともなるだろうといったことを、国立のいろいろな場所でその人が近い場所を、また、今いろいろな情報のもを開發して、そこへ使ってもらおうかということを一例一例やっていますので、そういうものが成果になってくればいいかなと。それは要支援1、2のサービスを減らすのが目的ではなくて、新しい、何かもっと元気になっていただこうという目的でやっていると思っていただければと思います。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

石田委員。

【石田（憲）委員】

地域密着型通所介護の事業者さんが2施設廃止になったんですけれども、要介護認定者の数は年々増えているという数字がありまして、需要は多分あると思うんですけれども、廃止した法人様の兼ね合いとかもあると思うんですが、需要が増えていく中で、このような傾向が続くことを、行政側の方はどのように考えているのか、ご意見をいただきたいなと思うんですけれども。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

今回、地域密着型通所介護、これは定員が18名以下の通所介護の指定権限が市町村において地域密着型になったわけですが、1つは引越しということで、これは立地とか、あと建物の兼ね合いがあるのかと思いますけれども、もう一つの廃止というほうは、27年度の報酬改定が、非常にデイサービスについて引き下げ幅が大きかったと、おおむね2割程度同じことをやってもらえる保険の点数が減ってしまったというところがありますので、これは国で設定してきている保険の給付のあり方というところになっています。

この引き下げのあった理由が、要支援の方についてのデイサービス利用について、丸1日高齢者の方をお預かりするという機能として、26年度までは高い点数がつけられていましたが、国が、要支援の方のデイサービス利用は1日預かりではない、預かり機能は考えずに、機能回復訓練の機能の部分だけを評価していくという方針を掲げて大幅なカットを行ったところがありまして、そういった中で、閉鎖した事業所は、要支援の方に特化して事業を行っていたようなんですが、要支援の方に特化していた分だけ収入が大きく減ってしまったといったことがあったというのは聞き及んでおります。

そのほかの0、要介護の方も預かっているというところでは、事業の収入のあり方は、閉鎖したところよりは比較的安定していたのかなと考えておりまして、市町村単独で国の制度の大幅な改正のところをカバーはできなかったところなんですけど、この閉鎖したところが要介護側にかじを切るというやり方ではなくて、事業を閉鎖するという選択肢を選んでしまったというところでは、行政として、なかなか介護保険単独では、ちょっと成り立っていかないという経営者の方の判断を思いとどまらせるだけのものはできなかったのかなと考えております。

【石田（憲）委員】

ありがとうございました。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、それでは、次の議題に移ります。次は平成29年度地域包括支援センターの運営状況報告です。ただいま事務局から報告していただいた介護保険事業の運営のほかに、地域包括支援センターの運営につきましても、私たち運営協議会は職務を負っております。そのため、地域包括支援センターの運営状況について報告してもらいます。

では、お願いします。

【事務局】

それでは、資料No.8をごらんください。国立市地域包括支援センターの運営状況についてご説明させていただきます。

資料をおめくりいただきまして、2ページ目です。平成29年度の地域包括支援センターの概要についてですが、平成29年は、28年度実施した内容に加えまして、新たにフレイル予防事業、認知症伴奏者研修、小地域ケア会議、生活支援体制整備協議体の開催、地域生活支援コーディネーターの配置等を実施しております。特に介護予防では、フレイル予防事業を開始いたしました。身近な地域の中で住民が主体となって介護予防に取り組める働きかけの1つとして展開しております。

そして、地域包括支援センター機能の強化が求められ、業務量も増加している中で、効率よく相談対応、事務事業が進められるように地域包括支援センター全体で業務に取り組んだ1年でありました。

済みません、ちょっと文言なのですが、今の説明の一番最後の行に、地域包括支援センター全体というところが、「域」が位置の「位」になっておりますので、こちらのほうを「域」に直していただければ、訂正お願いいたします。

続きまして、3ページ目です。国立市の相談体制及び地域包括支援センターの職員構成についてご説明いたします。

29年度は下の表の職員構成をごらんください。介護予防ケアマネジメントを担当する介護支援専門員（嘱託員）を1名、認知症支援を担当する看護師（嘱託員）1名の計2名を増員して、係全体合計24人体制、それぞれの職種が下の表になっているとおりで業務を行いました。

以下、担当より報告させていただきます。

【事務局】

では、4ページ目の総合相談支援業務のところをごらんください。総合相談支援業務につきましても、新規の相談件数が昨年度よりも264件多い計3,963件でした。

相談者別に見ますと、本人、家族からの相談が過半数を占めているという状況がありまして、さらに相談内容のところで見いただきますと、介護保険制度の関係が一番多く、次に市の高齢者サービスの順という形になっておりました。詳しい相談件数につきましては、その下の（1）からの表に載っているとおりになっております。件数につきましては、毎年徐々に増えてきているという状況がございます。

次の5ページ目をごらんください。下の（2）権利擁護関係というところに件数を載せてありますが、②虐待相談というところが、相談件数としては24件、うち虐待と判定した件数に関しましては6件ございました。虐待の件数に関しましては、特に年によって大きく変動があるということではないんですが、大体これぐらいの件数で推移しているというのが現状になっております。

次の6ページ目からが介護予防事業についての報告になります。平成29年度に関しましては、中段のところ介護予防事業の一覧を載せさせていただいております。詳しくは、机上のほうで配付をさせていただいております、すみません、白黒になりますが、「地域で楽しく介護予防」のチラシの中に詳しい事業の内容等も載っておりますので、ごらんいただければと思っております。

要点だけ報告をさせていただきます。6ページの下のところ、（1）です。短期集中予防サービスの訪問型サービスになります。①訪問型サービス お家でトレーニングに関しましては、作業療法士協会に昨年度委託をお願いしております、作業療法士が自宅にお伺いして、3カ月の期間で本人集中的にリハビリ等を行っていく形の事業になっております。実際に利用した方は10名だったんですが、そのうち8名の方が実施後効果が見られたということで、一旦落ちた状態をもっと回復しまして、今までの生活を続けるなどの効果が見られているというふうになっております。

(2) のところは、今度は短期集中の通所型サービスを挙げさせていただいております。まず①のところは、マシンで筋力アップ教室になります。こちらに関しましては、体操ですとかトレーニングマシンを使う運動教室という形になっておりまして、昨年度から委託先が東京体育機器株式会社さんのほうに変更になりました。委託先が変更になったことによりまして、マシンを使うトレーニング以外に体操ですとかを充実させていただいております、実際に参加している方々の交流が深まって、終了後、参加者同士の交流もあるということをご報告いただいているところになります。実施した件数、参加した人数等に関しましては、そこに挙げさせていただいております。

②集中！！Myリハビリになります。こちらは個別で行う事業という形になっておりまして、今、国立あおやぎ苑谷保デイサービスセンター、介護保険のデイサービスセンターを利用させていただいております、マシントレーニングなどの運動を個別で行う事業になっております。事業所の空き時間を利用させていただいております、個別で行っていることから非常に満足度が高く、介護保険の申請はしているんだけど、実際に、私は介護保険でこういうところには来ないで続けていきたいという形で、サービスにつながらず頑張っている方等が参加をいただいているという現状になっております。

そして、③のくに・トレに関しましては、椅子に座ってできる体操を中心に行う体操教室という形になっております。こちらでも委託先は東京体育機器株式会社さんをお願いをしているところになっておりますが、担当いただいている講師の方が非常に雰囲気づくりをうまく行ってくださっております、実際に参加者の出席率も非常に高く、一般介護予防事業などに終了後つながっているという形です。このくに・トレに関しましては、ほかの事業よりも体操の内容も少し軽目というのもありまして、年齢層の高い高齢の方も参加しやすい教室ということで開催ができていますと聞いております。

ページをめくっていただきまして、④お口いきいき教室です。こちらに関しましては、例年どおり実施させていただいております、国立市歯科医師会さんのほうに委託をさせていただいている事業という形になっております。実際に2クール行っております、参加の人数はこちらに挙げさせていただいております。

そして、次が(3)としまして、一般介護予防事業のところに移らせていただきます。①のところにかむCome健康教室というふうに挙げさせていただいておりますものが、同じく国立市歯科医師会さんのほうをお願いをしている事業として、一般介護予防事業で国立市歯科医師会さんのほうと一緒にやらせていただく口腔機能の事業に関しましては、昨年度初めて行った一般介護予防事業という形になっております。狙いとしましては、やっぱり元気な段階から口腔について予防を進めていくことが必要だということで、事業を行ったという形になります。

しかし、やはり高齢者の方、市民の方の中で口腔に対する意識というのは高くなくて、参加率といいますか、参加人数もあまり多くならなかったのが現状になっております。

次の②楽しく脳活エクササイズです。こちらでも例年どおり実施をさせていただいている事業として、脳トレですとか、ストレッチ、軽体操などいろんなプログラムを盛り込んでいる事業で、認知症の方ですとか、結構幅広い方に参加してもらいました。実際の事業の実施状況につきましては、こちらに挙げさせていただいております。

そして、一番下のところにあります③目・脳・体いきいきトレーニングという事業になります。こちらは昨年10年目を迎え、昨年度で終了となった事業となっております。ただ、非常に人気の高かった事業として、こちらの教室に参加した方々が自主グループをつくりまして、3グループほど自主グループ化して活動が続いているという事業にな

っております。

あと、④です。音楽と癒やしの健康プログラム（ミュージックメディスン）というのが、昨年度プロポーザルを実施しまして、新規事業として行った事業になります。鬱、閉じこもり予防という形で行っている事業でして、運動ですとか、人との交流が苦手な方が参加できる形の事業になっております。実際に運動とかが苦手でも、音楽が好きで参加した方もいらっやって、非常に参加した方からは満足度もあるという事業として実施をすることができました。

次に、⑤が通って集ってレッツゴー！という事業になります。平成28年度に1コースだけで行っていたんですが、こちらは体操教室になりますが、1コースだけで会場がいっぱいになってしまっていたこともありまして、平成29年度につきましては、クラスを1つ増やしまして、2クラスという形で実施をさせていただいた事業になります。参加者の方の評判は非常に高く、やはり会場は結構いっぱいになりました。

⑥のご近所さんでレッツゴー！につきましては、市内8カ所の会場で行っている運動等の教室という形で、実際に声をかけ合っていて参加していただくという形での事業となっております、非常にこちらも参加していただいている方の満足は高く、参加延べ人数としましても、1,123人という形になっております。このご近所さんでレッツゴー！につきましても、3カ所ほど自主グループができた教室がありました。

そして、昨年度から開始しました大きな事業としましては、⑦のフレイル予防事業（フレ・フレくにたち！フレイル予防プロジェクト）です。皆さんの机上のほうに『フレイル予防ハンドブック』を置かせていただいておりますので、事業等4の内容につきましては、後でごらんをいただければと思っております。

虚弱を予防するという形で、実際に半年ごとに測定会等を実施しまして、測定会の間にいろいろな事業ですとか、個人で虚弱にならないように予防に取り組んでいただくという形の事業で、それにかかわっていただくフレイルトレーナーさんという方が4名、ページをめくっていただきまして、フレイルサポーター養成講座、市民サポーターさんが20名、そして、昨年度1回行っておりますフレイルチェック講座には30名の方に参加していただきました。

⑧のほうにもつながりますが、昨年度は介護予防の講演会につきましても、フレイル予防という形で実施をさせていただいているところになっております。

あと、（4）一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業、自主グループ等介護予防に資する団体さん等に立ち上げ支援という形で3万円の補助をする事業なんですけど、昨年度は29団体に補助金の交付を行わせていただいております。中にはラジカセですとか、継続して利用できるものの購入に3万円を活用していただいております、備品がそろったから2年でもう補助は大丈夫、3年目は受けないというところも実際にはございまして、さらに交流会なども実施しながら行っているという形で事業を進めさせていただいているところになります。

あと、（5）健康自立度アンケートは毎年行わせていただいております、昨年度も75歳以上の認定を受けていない高齢者の方に郵送でのアンケート調査を行わせていただいております、実際71.1%の回収率でした。数字につきましては、ごらんをいただければと思います。

あと、ページをめくっていただきまして、5番、介護予防ケアマネジメントの報告になります。介護予防ケアマネジメントは、要支援の認定を受けている方、またはサービス事業対象者となっている方がサービスを利用する際に、介護保険等を含めた介護支援計画の作成を行うという形のものになっております。実際の件数に関しましては、平成

29年4月で502件となっていたものが、平成30年3月には528件という形で、年々サービス利用の方が増えているという状況になっております。

先ほど北野委員さんにおっしゃっていただいた要支援の認定を受けている方がサービスを利用している数というのは、国立市の場合は直営型の地域包括支援センターは1カ所のみですので、こちらの給付管理の件数がそのまま利用人数という形になっておりますので、約1,000名の方が要支援の認定を受けていらっしゃるって、実際に現状でサービスを利用している方が大体550名ほど、今現在の状況でいいますと、550人程度の方がサービスを利用しているという形の数字になっております。

【事務局】

6番、在宅医療・介護連携推進事業につきまして、ご説明いたします。

平成29年度も継続して、事業を委託をして実施をしております。委託先としましては、医療法人社団つくし会さんに委託をしております。委託内容としましては、在宅療養推進連絡協議会の実施と、それから在宅医療相談窓口の設置を委託しております。

まず(1)の在宅療養推進連絡協議会、会議としましては、在宅療養推進連絡協議会と、あと、認知症の日実行委員会、それから、いいあるきねっとinくにたち実行委員会を実施しております。回数につきましては、右の表のほうをご確認ください。

また、イベントとしましては、第6回認知症の日を10月29日に実施しております。兼松講堂にて実施しております。参加人数が425名と、たくさんの参加がありました。また、イベントのもう1つ、いいあるきねっとinくにたちを12月2日に実施しております。

(2)の在宅医療相談窓口につきましては、新規の相談の件数を表のほうに載せております。平成29年度は447件、平成27年度、28年度から年々新規の相談件数は増えております。

以上になります。

【事務局】

続いて、7番の生活支援体制整備事業について説明をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

国立市では、平成27年度から生活支援体制整備協議体の設置に向けた生活支援等サービス体制整備研究会を設置しておりました。平成29年度は研究会から協議体へ移行しまして、地域で生活支援等に困った人を把握し、必要な生活支援等サービスへつなぐ地域生活支援コーディネーターを3名配置しております。モデル地区として3地区での活動が開始しております。また、地域生活支援コーディネーターが活動する地域において、小地域ケア会議の開催にもつなげております。

まず、(1)生活支援コーディネーターというところなんですけれども、第1層の生活支援コーディネーターは地域包括支援センターに配置済みになっております。地域生活支援コーディネーターについては、平成30年2月からモデル地域として3地区で活動を開始しております。地区としましては、北2丁目、東4丁目、矢川団地(富士見台4丁目)となっております。連絡会を月1回合同で開催しております。各地域の活動や課題について協議をしているところです。

(2)協議体については、平成29年9月から国立市生活支援体制整備協議体に移行して開催をしております。まず第6回については、生活支援の具体的内容や協議体への移行ということで、平成29年6月2日に実施し、その後国立市生活支援体制整備協議体として計4回行っています。

その次のシニアカレッジについても説明をしていきます。シニアカレッジについては、

第1期なんですけれども、参加者11名ということで受講をしていただいているところです。参加状況については、そちらのほうをご確認いただければと思います。

修了者の主な活動状況としましては、重複等があるんですけれども、フレイルサポーターとして2名、自治会の集いの場運営として1名、公民館シルバー学習会、運営委員会等の参加として4名、ひらや照らすさんのスタッフとして3名、ボランティア活動に今従事していただいている方が1名、ファミリーサポートのほうで参加していただいている方が1名、介護予防活動に参加している方が1名という状況になっています。

【事務局】

次に15ページになります。私のほうから(1)と(2)についてご説明をさせていただきます。

8、その他の事業として、(1)認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座・伴奏者研修の3つになります。平成29年度は認知症サポーター養成講座を18回開催いたしまして、240人のサポーターが誕生いたしました。また、そのサポーター養成講座を受けた方を対象としたステップアップ講座は、平成29年度1回開催いたしました。平成29年度は、さらにステップアップ講座を受けた方を対象として、認知症の方に寄り添う方を養成する伴奏者研修というものを企画いたしまして、講義とグループホームとデイサービスでの実習を交えた3日間の研修を開催させていただきました。下にそれぞれの講座の参加人数をお載せしております。国立市内の認知症サポーター養成講座、平成18年度以降の合計数は3,754名となっております。

次に、(2)家族介護者支援事業についてご説明をさせていただきます。平成29年度はキネステティック講習会という介護の技術に関する講習会と、あと、陽だまりの会、これは認知症介護家族間話し合いの場というものの愛称になるんですけれども、この2つを継続して実施いたしました。また、介護者支援講座では、介護事業所従事者向けの講座で、高齢者虐待に関して考えるという研修と、もう1つ、介護家族の方向けに回想法の講座を実施させていただきました。それぞれの参加人数などは下のほうをごらんください。

【事務局】

続きまして、16ページ、(3)番のケアマネジャー・訪問介護員向け研修等の開催について、ご説明させていただきます。

例年、実施している事例検討会、認知症疾患別研修会に加え、介護保険制度改正に向けた研修を居宅介護支援事業所向け、また訪問介護事業所向け、それぞれ実施しております。介護保険制度改正については関心も高く、居宅介護支援事業所向けでは40名の参加となっております。

研修の内容については、下記のとおりとなっております。

次、(4)番の地域ケア会議についてのご説明をさせていただきます。地域ケア会議、元気アップ会議、小地域ケア会議と、今、会議を重ねているところであります。平成29年度は、生活支援体制整備事業による地域生活支援コーディネーターが活動している地域で検討をする小地域ケア会議を1回開催することができました。

小地域ケア会議は、生活を豊かにしていくために何があればよいか、専門職と地域住民と一緒に考える場であり、地域でご本人がどのような生活を送ってきたかなど、専門職がかかわる前の状況を共有する場となっていました。

開催回数については、こちらに書いてあるとおりとなります。

以上です。

【事務局】

長くなりましたが、地域包括支援センターの報告は以上になります。

【林会長】

ありがとうございました。それでは、今の報告について、質問等ありましたらお願いします。

小出委員。

【小出委員】

最後の地域ケア会議についてなんですけれども、前回の運営協議会でも小地域ケア会議に注力して、3年で全域に広げていくというお話があったかと思うんですが。

【林会長】

それは、うん？

【小出委員】

違いましたっけ。小地域ケア会議。

【林会長】

じゃ、ちょっと説明を聞いて。よろしくをお願いします。

【事務局】

小地域ケア会議につきましては、今コーディネーターさんが配置されていらっしゃるところで徐々に実施していくという形で、昨年度から地域の生活支援コーディネーターさんが配置になりましたので、実際に昨年度は1カ所で開催することができました。

今年度につきましては、全体で行っている地域ケア会議という形を中心に行うのではなくて、今年度は小地域のケア会議を中心に行っていこうと思っています。

【小出委員】

それを今後拡充していこうというお話だったかと思います。やはり小地域ケア会議というのは、地域の困り事を抽出して、それを課題として捉え、それを解決していこうと、それを市全体で考えていこうということだと思えるんですけども、そのために、ちょっとお願いしたいところは、小地域ケア会議でどういったことが話し合われて、何が課題になっているかということを知りたい、公開してほしいというのがまず1点あります。これは、実際はどうなっていますか。会議で話されたことというのは、特に公開は今されていないんでしょうか。

【事務局】

実際に地域ケア会議で話をされている内容というのが、結構個人の情報等も含めた話につながっていくということもあって、実際に参加している方にも、個人情報については誓約書等をいただくという形なので、特に公開というのは考えていないところです。

【小出委員】

そうすると、地域の困り事という観点でいうと、これはどうなんでしょう。要は、個人のケースというよりは、地域でどういう困り事があるのかといったことと、それを市全体として課題として捉え、どういうふうに解決していくかというところがあるかと思うんですけども、そういったところは、例えば先ほどお話をあった、生活支援協議体でしたっけ、そういったところで課題が共有されたりであるとか、あるいは運営協議会にその課題が上げられて、それについて課題解決のための話し合いが行われるとかといったところの、そういう流れというのは、今後考えられていらっしゃるのかどうかというところを確認させてください。

【事務局】

地域ケア計画のほうにも会議体の図を載せさせていただいているところではあるんですが、1点、地域ケア会議の中だけでお話をさせていただきますと、実際に小地域ケア

会議で上がってきている課題というのは、個人がどうということではなくて、一般化して、地域の中にこういう課題があるということを集約していくということがまず1つございます。

さらに、元気アップ会議などについても、やはり地域でどのような支援体制やサービス等があればいいかというのが上がってまいりますので、それを今の構想としましては、全体で行う地域ケア会議のところに課題という形で上げて検討していくということが1つと、あとは、地域の課題等については、やはり協議体の中でサービス等について検討をしていくと考えているところになります。

【小出委員】

なるほど。そうすると、その課題は協議体で共有され、運営協議会にもやはりそういったことは報告されると。

【事務局】

もちろん、運営協議会のほうにも報告という形で上がってくるかと思います。

【小出委員】

わかりました。ありがとうございます。以上です。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。田村委員。

【田村委員】

今の地域ケア会議のことにに関してなんですけれども、結局いろんな、これが3層にわたって段階があるわけですね。この会議に出られる方というのは、全て人は違うんですか。参加されている方が全部同じような方たちだと、問題の共有は、どこでどういう形でしながら、課題をどういう形で解決していくのかというのが、ちょっと見えてこなくて、それともう一つ、生活支援体制協議体、これがどういう役割を担っているのか、このメンバーもまた同じようにダブっているのかどうかというところが、ちょっと私はまだ見えてこないの、どのような仕組みになっているのかなというのが1つ疑問です。

それからもう一つ、別な質問ですけど続けていいですか。さっきの資料のほうに戻ってしまうんですけれども、認定申請件数の中で、申請場所のところ市役所、地域の窓口という形になっているんですけれども、市役所というのは地域包括支援センターですよ、大もとの、本館の。

【事務局】

介護保険は系の窓口もありますので……。

【田村委員】

そうね。地域の窓口というのは、要は各地域というか、泉とか、それから西でしたっけ、くにたち苑さんとか、そういったところに委託をしているところですよ。そうすると、件数が3,061と207と、ものすごく差があるので、地域の中でやっている方たちが、なぜこんなに件数が低いのか。その件数が低い理由は、市役所のほうというか、こちらのほうにどうしても集中してしまう理由があるのかどうか。もうちょっと地域の中に審査窓口がありますよとあって、それぞれの地域が活性化していくような機能を持たせられるようになってくるといいのかなと、この数字を見ながら思っていたんですけれども、その辺のところを教えてくださいと思います。

【林会長】

じゃあ、分担して。

【事務局】

まず最初のご質問のほうをお答えさせていただきます。まず、各地域ケア会議があり

ますが、小地域ケア会議に関しましては、現時点におきましては、地域の自治会の方、民生委員さん、地域の生活支援コーディネーターさん、地域包括の職員や地域窓口の職員、そしてあと、地域で活動しているケアマネジャーさんや主任ケアマネジャーさん等に参加いただいているという状況になっております。小地域ケア会議のほうで、申しわけございません。あとは、地域の先生、医師のほうにアドバイザーとして参加していただいているということと、歯科医師として、先日も北野先生にも参加いただいているという形になっております。

あと、元気アップ会議に関しましては、医師にアドバイザーという形で参加いただいているというのと、あとは要支援の認定を受けて、そのサービスの計画をつくっているケアマネジャーさんに参加いただいている、さらに地域包括支援センターの中の専門職等という形で、看護師、管理栄養士、生活支援コーディネーターが参加しているという形になっております。

あと、全体的な地域ケア会議のところに関しましては、多職種の専門職ですとか、あと地域の方等、非常に多くの方に参加いただいております、実際に医師、歯科医師、と薬剤師の三師会、地域の先生方、あとは専門職等々という方に出てきていただいておりますので、実際にはほんとうに多職種の方々に参加いただいて検討している場となっております。実際にここに参加していただいている方に関しましては、やはり同じ方が参加もしておりますが、それぞれの会議体によって違う方々に参加いただいている、そういう場になっているという現状になっています。

あと、協議体のほうに関しましては非常にいろいろな方に参加いただいております、実際に地域で活動していただいている団体の代表の方ですとか、自治会の代表の方、あとは民生委員さんですとか、地域の方々に参加いただいております。あとは、団体さん等を含めた、専門職等を含めた方々といいますと、社会福祉協議会ですとか、シルバー人材センターとか、地域で動いていらっしゃる方々にもご参加いただいているという形になっています。あとは、医師ですとか学識の方、専門職という方々で構成している協議体ということになっております。

【事務局】

あと、もう一点の市役所と地域窓口の件になりますけれども、確かにこちらのほう、田村委員がおっしゃるとおり、地域窓口というところがまだまだ周知されていないところもあるんですが、やっぱり市役所直営包括というところで、手続をするに当たっては、ほかの手続ももちろん市役所に行くところという、ある意味メリットがありますので、どうしても申請等、介護保険にかかわらず、ほかのこともご相談しながらということが多いということもあって、市役所に申請される方が確かに多いということになります。

ただし、地域窓口というのが、ほんとうに身近なご自分の住んでいる地域の近くにあるというところで、そちらのほうでできるのであれば便利だなという方がいらっしゃいます。そこの方にぜひとも地域窓口の周知ということで、昨年度もできるだけいろいろなパンフレット、民生委員さんたちにもご協力いただきまして、周知を図ってきていて、29年度はそれぞれの窓口のマグネットをつくりまして、その地域に配付するというのもやって、徐々にですけれども、地域窓口のご活用をということで、周知のほうは努力しているところでございます。

【林会長】

はい。よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。関戸委員。

【関戸委員】

5 ページの権利擁護関係なんですけれども、権利擁護関係の相談が46件あったということですね。このうち権利侵害とか消費者被害、虐待とかいうことについて、具体的に法的措置を講ずるような機関につないだかどうかの点です。特に、虐待というのは加害者と被害者が同じ家族の中にあってなかなか難しいことがあるので、どういう対応をしたのか、そこを伺いたいです。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

虐待対応につきましては非常に難しいということもございまして、ただ、虐待に関して言いますと、虐待の通報をいただきましたら、基本48時間以内に、実際に本人の状況等の確認を行うという形で動いているところになります。その後、課の中で虐待の判定会議というのを行いまして、その後の対応方法について検討しました。

実際に相談をいただいた中で、必要に応じて世帯を分離するという状況もあれば、高齢者の虐待につきましては、養護者の保護ですとか、高齢者だけではなく、介護をしている方の負担の軽減ですとかを考慮し、対応していくという形の実施をしているところになっております。

あと、権利擁護関係のところ、消費者被害ですとか、成年後見制度等の相談等も含めてありますが、内容に応じまして消費生活センター等と一緒に行動して、対応させていただいたりですとか、あとは権利擁護センターと一緒に動いたりですとか、そういう形で対応しているところになっております。

以上です。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

ちょっと補足させていただきます。法的な機関ということ自体の位置づけなんですけれども、地域包括支援センター自体は、高齢者の権利擁護に関しての法的な位置づけがございまして、それは、高齢者虐待防止法に基づきます介入ということがまず1点あるんですが、それは地域包括支援センター、国立は直営ですので、市として介入していくという権限を持っています。その介入の、よく言われる具体的な例が世帯分離です。虐待をしている、虐待されているという例で、養護者からの虐待の場合に、その状況をきちんと見立てた上で、これは分離するかしないかの第1判断をするのも市です。先ほど申し上げた虐待の判定会議というのはいずれもそれです。その上で、どう支援するか、どう対応するかを決めまして、場合によったら警察にも助力をいただくことはありますが、今まで警察と一緒に動いたという例はありません。

平成29年度は、1件、世帯分離のために介入しています。実際に分離されて、無事にその方の生活の安心が保障される中で、今度は高齢者虐待防止法に基づく養護者支援のほうに取り組むというフローがございまして、それに取り組んでいるということもございまして。

以上です。

【関戸委員】

ものすごいご苦労だと思えるんですけれども、その中で世帯分離というのはなかなか、被害者は大体高齢者が多くて、実際に実現する家庭というのは、金銭的な面、それから本人の判断能力とか、そういう面でなかなか難しいと思うんですが、そういった点でう

まくいったんでしょうか。

【事務局】

その1件につきましては、確かに安全を確保しながらですけれども、少し時間をかけながら、ネグレクトというか、医療をなかなか受けさせないとか、そういったようなことだったので、ちょっと様子を見て、医師に介入していただいた上で分離をし、その後、養護者支援というところでは、またそこは丁寧に養護者の方にお話をしながらということで、最終的にはご理解いただきました。

【事務局】

補足で、今申し上げたとおり、地域包括支援センターのスタッフのみでは、きちんとした対応まで到達できないということもありますので、医療が必要だという見立てのときには、医師の意見をきちんといただく。法的な判断が行政の行動として前提に必要な場合には、弁護士などの法律の専門職にも相談し、できるだけ速やかに法的な対応について確認した上で、行動に移していくというプロセスをたどって、何とかできているという状況でございます。

【林会長】

はい、どうぞ。

【新田委員】

今とても重要な話だと思っておりますが、私は市だけに負担するというのは非常に限界に来ているような気がしています。例えば、千葉県は堂本さんのときに中核地域センターというのをつくったんです。その中には、ほんとうのプロの相談員が配置されて、それは少し広範囲な状況の中で配置されてケアをしている。それは、どういうことかという、中身がものすごく複雑化してきて、特に精神がまじりという状況があり、どちらの権利擁護なのかわからなくなるということもあります。

ということで、私は、先ほどから事業報告がありました地域包括の負担というのがますます大きくなってきて、このことを、もう一つ、さらにどういうふうに考えるか。例えば、東京都がこういったことも援助する方法を考えるとか、何かをやっていかないと、ちょっとこのままでは地域包括が逆にパンクしてしまうおそれがある。1人の例、もうご存じのように、丁寧に何日もかけて、何時間も対話してやらなきゃいけない、この大変さというのは、それも夜も含めてとなると。これは、ちょっともたないだろうなというおそれを持っていますので、ぜひいいアイデアを皆さんで出し合っというふうに逆に思いますので、特に関戸先生には弁護士の立場を含めて、協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。林委員。

【林（瑞）委員】

今、新田先生のほうから地域包括がパンクするというお話があったんですけれども、もともと平成18年に地域包括ができたときに、国立市は一圏域の中で直営で、まず地域包括を動かしてみようということでスタートしました。その結果として、かなり広範囲な事業とか実績を上げてきたというところもあるんですけれども、ここは多分、国立市のほうが頭を痛めているところだとは思いますが、やはり直営でやることのメリットはあるんですけれども、反面、そういった人件費等のデメリットもかなり出てきているのかなという中で、東京では、社会福祉法人に地域包括を委託するところがかかなり多い中で、この先もずっと直営という形で、本当に地域包括を進めていくことが、

それがいい悪いということではないですけれども、妥当なのかどうかということと、先ほど田村委員からもあったように、窓口での申請件数が、市の窓口とかけ離れているような状況というところを考えると、実態としては、今のランチ機能が少し中途半端になってきているというところもあるので、そういったところも含めて、直営の地域包括とランチの窓口の機能を全体的に少し考えていく時期かなとは思っています。

【新田委員】

よろしいですか。

【林会長】

はい。

【新田委員】

このこともおそらくPDCAサイクルの1つだろうと思います。林委員ご存じのように、当時ランチ機能をかなり評価して、ランチ機能の中で、皆さん兼任という中で、地域包括として成立しないではないかということがあって、そこでいろいろ再考して、基幹型地域包括というのでやったと。それで、その結果、かなり国立はまとまった。

ただ、これを継続していくかというのは、今、田村委員の話聞いていたんですが、国立の申請件数がこれだけ多くなっていて、特に不便かどうかというよりも、誰がどのように申請するかのほうが大きな問題で、老老とかひとり暮らしで申請する人がいないということが問題になってきている。誰でもどこでも申請していい。今の話でもう一回戻すと、ランチそのものも大変なんですよ、要は受けるということが。そのところは、例えば名張なんかは7万8,000で15カ所なんですよ、地域ごとに分けて。地域包括はそれでも1カ所なんです。

というように、地域づくりの総体をどうつくり上げるかという中で、地域包括の役割を考えて、地域包括がそこで全て担う必要はないと思っていて、単に地域包括を分離すればいいだけという話ではないと私は思います。そこも含めてトータルで考えるというふうに思っただけだと思います。

【林会長】

ほかにございますでしょうか。山路委員。

【山路委員】

細かい話で申しわけないんですが、13ページのシニアカレッジの説明で、第1期とあったのは、あれは第2期の間違いです。訂正しておいてください。

それから、15ページの下から3行目の「養介護施設」、養うと書いてあるけれども、これは多分要介護者の、必要の「要」の間違いじゃないかと思うんだけど、これでいいんですかね。

【事務局】

それで養護施設と介護施設と。

【山路委員】

養護施設という意味ですか。「護」が抜けているんですか。

【事務局】

いや、それを2つ合わせて「養介護」。

【山路委員】

そういうことですか。ごめんなさい。

養護施設というのは、養護老人ホームのことですか。

【事務局】

さようでございます。

【山路委員】

そういう意味ですか。もうすっかり養護施設というのは、しかし、養護老人ホームというのは決定的に少なくなっているでしょう。まだあるのかな。

【事務局】

数は少ないですが、まだ実際、措置で入られている方もいらっしゃいます。

【山路委員】

あることはあると。はい、失礼しました。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。それでは、このあたりでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

残りの議題というのはその他ですが、事務局からございますか。

【事務局】

それでは、3点ほど皆様にご報告、ご連絡事項がございます。

まず第1点目が、皆様にたくさん議論していただきまして策定いたしました地域包括ケア計画ですが、市のホームページのほうに掲載いたしましたのでご報告いたします。製本のほうが、済みません、ちょっとおくれておりますが、データのほうは市のホームページに掲載いたしましたので、ごらんいただければと思います。

2点目としましては、介護保険のサービスを使われている方に負担割合を明記いたしました介護保険負担割合証を、8月がちょうど切りかえの月になりますので、7月に更新の一括送付分ということで、3,648名の方に8月からの介護保険負担割合証を送付いたしました。30年8月から制度の改正がございまして、2割負担の方のうち、特に所得の高い65歳以上の方、具体的に申し上げますと、本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入と、その他の合計所得金額の合計額が、単身世帯で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上の方が3割負担となりました。今回3,648名の方のうち、3割負担となった方が353名ほどおりまして、実際全体の10%近くの方が3割負担となっております。

最後に、3点目としましては、次回の運営協議会の予定なんですが、来月の9月は検討部会を開催したいと思っておりますので、全体会のほうはお休みさせていただきます。検討部会の方には9月20日の木曜日、18時30分から第3会議室で検討部会を開催したいと思っておりますので、済みません、この場をおかりしましてお知らせいたします。

そして、次回の全体会は、10月、第3金曜日の19日に開催したいと思います。会場は、本日の会場と同じ、第1・第2会議室となります。また、開催日の1週間前には資料をお送りしたいと思いますので、ご出席をよろしく願いいたします。

以上です。

【林会長】

ありがとうございました。

委員の皆様からその他で何かありましたら——よろしいですか。

それでは、今回は検討部会が9月20日で、この運営協議会が10月19日金曜日ということですので、よろしく申し上げます。

では、これで終わって大丈夫ですね。では、これで本日の会議を終わります。どうもお疲れさまでした。

—— 21:00 終了 ——